

お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

TEL : 029-350-8366 / FAX : 029-244-4652

（平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

又は

茨城県社会福祉協議会 保育補助者雇上費貸付	検索
-----------------------	----



アクセス

■バス……JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約 20 分）。

■車……常磐自動車道水戸 IC から国道 50 号バイパスを大洗方面へ約 10 km。または、北関東自動車道水戸南 IC から国道 50 号バイパスを笠間方面へ約 7 km。

令和4年度社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

保育補助者雇上費貸付申請者募集要項

■募集期間

第1期 令和4年6月1日(水)～6月30日(木)【必着】

(令和4年2月から6月までの間に新たに雇上げを行った事業者等)

第2期 令和4年12月1日(木)～令和5年1月13日(金)【必着】

(令和4年7月から令和5年1月までの間に新たに雇上げを行った事業者等)

■貸付対象

令和4年2月1日以降、又は7月1日以降に、新たに保育補助者を雇上げる、次の①から④のいずれかに該当する茨城県内の施設又は、事業者(以下「事業者等」)。ただし、現在貸付中の保育施設については重複して申請はできません。

- ① 保育所及び幼保連携型認定こども園(児童福祉法第7条)
(ただし、地方自治体が運営するものを除く)
- ② 小規模保育事業者(児童福祉法第6条の3第10項)
- ③ 事業所内保育事業者(児童福祉法第6条の3第12項)
- ④ 企業主導型保育事業者(子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1)

※上記②、③については「子ども・子育て支援法」第29条に規定する「地域型保育給付費」、又は同法30条に規定する「特例地域型保育給付費」の支給の算定の対象となる者の雇上げに係る費用を除きます。

※上記④については企業主導型保育事業費補助金において、当該補助金の算定対象となる者の雇上げに係る費用を除きます。

※保育補助者は保育に関する40時間以上の実習を受けた者か、それと同等以上であると茨城県社会福祉協議会が認める者としてします。なお、保育に関する40時間以上の実習は、当該貸付けを受けようとする保育所等への勤務開始後、受講することとして差し支えありません。

※ 保育補助者の要件

子育て支援員研修など、行政機関・社会福祉協議会・関係団体等が実施している保育に関する研修を受講している者又は保育所等において保育に関する40時間以上の実習を受けた者(実習内容は「保育の役割」、「こどもの発達」「保育の基本」等)

また「それと同等以上」とは保育所又は認定こども園で保育補助業務に従事した期間があるものです。(OJT期間として概ね3ヵ月以上)

■ 貸付額・貸付期間等

①年額 295 万 3 千円以内（無利子）

（保育補助者に係る給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料事業者負担分等）

②期間は保育補助者が勤務開始した日から3年以内。

③連帯保証人が1人必要です。

- ・日本国籍の方、永住者又は特別永住者で独立の生計を営む成年の者
- ・市町村県民税(住民税)非課税者は除く

※なお、令和4年4月1日現在、施設全体の常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の保育所等が、貸付により新たに2人以上の保育補助者を雇上げる場合、年額 221 万 5 千円を上限に加算できます。

■ 申請方法

1～7の書類を作成し、県社協へ提出してください。

	提出書類	様式等	添付書類及び留意事項等
1	雇上費貸付申請書	第1号様式、 第1号様式 (別紙)	・連帯保証人の所得証明書、市町村県民税課税証明書(所得額及び市町村県民税の課税額が記載されている場合は市町村県民課税証明書のみで可)、印鑑登録証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)1部
2	保育所等の概要がわかる書類	—	・貸付対象となる施設又は事業者であることが確認できる書類 ・定款等 ・雇用契約書の写し等

3	保育業務環境改善計画書	第2号様式	保育補助者を新たに配置することにより保育士の勤務環境がどのように改善されるか、具体的に記載してください。
4	保育士資格取得支援計画書	第3号様式	
5	誓約書	第4号様式	保育補助者本人が記入してください。
6	保育補助者の履歴書(写し)		資格取得状況を確認します。
7	個人情報の取扱い同意書		

■ 貸付の決定

- ① 提出された申請書類等を審査の上、貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- ② 貸付決定となった事業者等には、雇上費借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、後日来所により提出してください。

■ 貸付金の交付

- ① 貸付契約締結後、申請者名義(法人名・事業所名含む)の金融機関に貸付金を振込みます。
- ② 原則として、貸付金は年に4回(6月・9月・12月・3月)振込みます。

【支払い時期】

6月：4～6月分 9月：7～9月分 12月：10～12月分
3月：1～3月分

■ 貸付金の返還免除

次の場合は、貸付金が全額免除となります。

- ① 保育補助者が保育の補助に従事し、かつ貸付期間中、又は当該貸付終了後1年の間に保育士の資格を取得したとき
- ② 保育補助者が業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

■貸付金の契約解除

貸付の決定又は交付を受けている者が下記のいずれかに該当するときは、貸付の契約を解除します。

- ① 借受人が貸付契約の解除を申し出たとき
- ② 保育補助者が退職または死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき
- ③ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなく、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき
- ④ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
- ⑤ ②又は③において、新たな保育補助者を雇上げても、保育士資格を取得する者又はそれに準ずる者として県社協が認めることが著しく困難であるとき

■貸付金の返還

- ① 返還となる場合
 - ア 貸付契約を解除されたとき
 - イ 保育補助者が保育士の資格を取得しなかったとき
 - ウ 保育補助者が県内の保育所などにおいて保育の補助業務に従事しなかったとき
 - エ 借受人が保育補助者に業務に従事させる意思がなくなったとき
 - オ 保育補助者が業務外の理由で死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ② 返還期間
貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内
- ③ 返還方法
月賦、半年賦、又は一括のいずれか（ただし、分割による均等払から一括返還へ変更可）

※正当な理由がなく、期日までに返還しなかったときは、年3.0%の延滞利子が発生します。